

小規模事業者持続化補助金
<一般型 災害支援枠(令和6年能登半島地震等)>
申請時によくあるご質問(9次公募用)

「公募要領」、別紙「応募時提出資料・様式集」を必ずご確認ください。

Q1 補助金申請の手続きや支払いまでの流れを教えてください。

A1 公募要領等を確認の上、①各自治体において罹災(被災)証明書等を発行、②経営計画書を作成、③商工会・商工会議所にて確認書の発行、④補助金事務局へ申請、⑤採択後、交付決定までに、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等(相見積含む)を提出、⑥交付決定を受け事業実施、⑦事業完了後補助金事務局へ実績報告書と証憑を提出、⑧認められた経費に対し支払い、という流れになります。

Q2 事業実施期間はいつまでとなりますか。

A2 交付決定(今回は特例として、令和6年1月1日の能登半島地震、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被災した日以降)から実施期限(令和9年5月21日)までとなります。(事業完了には、補助対象経費の支払完了までを含みます。)

Q3 申請対象となる事業者の所在地に制限はありますか。

A3 石川県能登3市3町(珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町)に所在する、令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等、及び令和6年9月21日から23日の能登豪雨の被害を受けた小規模事業者等が対象となります。

Q4 すでに実施した取組も補助対象となりますか。

A4 すでに実施した取組が交付決定を受けた経営計画書に基づく取組に含まれるものであり、発災日(地震被害については令和6年1月1日、豪雨被害については令和6年9月21日)以降に発注・契約している証拠書類(エビデンス)が確認でき、適正と認められる場合には補助の対象となり得ます。

Q5 今まで営業していた業態を変更した場合も補助対象となりますか。

A5 事業再建に向けた取組であって、補助対象経費の範囲であれば対象となります。

Q6 機械設備について、損壊等の被害を受けた場合の取替え、買換えのみが補助対象経費となるのでしょうか。

A6 事業再建に向けた、経営計画に記載のある経費が対象となります。損壊等の被害を受けた場合のみに限定されません。(車両購入を除く、詳細はQ7を参照)
なお、在庫や棚卸資産の損害は補助対象外です(販売や有償で貸与することを目的

とした製品・商品、機械装置、賃貸物件の修繕等は対象となりません)。

Q7 車両を購入するにあたって、必要な要件はありますか。

A7 申請者名義の自動車が被災しており、事業の遂行に必要不可欠かつ、補助事業で取り組む特定の業務のみに用いる補助事業者名の車両の購入であることが必要です(車両の被災がない新規購入は対象外)。ただし、なくても支障をきたさない付属品、自賠責保険等の諸手続き経費は補助対象外となります。

Q8 機械装置等の中古品の購入は単価50万円(税抜き)未満となっていますが、中古車両の補助対象経費の上限金額はいくらになりますか。

A8 中古車両の補助対象経費の上限金額は特にありません。事業遂行に必要不可欠であり、補助事業で取り組む特定の業務のみに用いる補助事業者名の車両の購入であれば補助対象となります。ただし、無くても支障をきたさない付属品、自賠責保険等の諸手続き経費は補助対象外です。

Q9 車をローンで購入して補助事業実施期間内に支払いが完了しない場合には、どのように対応すればよいですか。

A9 補助事業実施期間内に全額支払いが完了しない場合、補助対象外です。補助を受けるために補助事業実施期間内に支払いを完了させてください。なお、金融機関による融資の返済期間の完了とは異なりますので、融資等で資金を調達し、補助事業実施期間内に支払が完了している場合は対象となります。

Q10 車両購入費を計上する場合の追加提出物として、被災車両について「車両が事業用以外に使用されていないことが確認できる資料」とありますが、どんな書類が該当するのでしょうか?

A10 「車両が事業用以外に使用されていないこと」とは、事業用のみで資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、この点が確認できる資料が該当します。

具体的には

- ・車両に企業名、屋号等が印刷されている写真
 - ・車両における使用目的を「事業使用」としている自動車保険の加入証明書の写し
 - ・車両が計上されている固定資産台帳の写し
 - ・運行記録、業務日報の記録が行われていることがわかる書類
- 等で、様式5(車両購入の理由書)及びその添付書類と合わせて複合的に確認して判断します。

Q11 なりわい補助金等、他の補助金との重複申請は可能ですか。

A11 なりわい補助金等、他の補助金では対象にならない事業再建に係る経費など、対象経費が異なれば重複での申請・採択は可能です。

(小規模事業者持続化補助金については、Q23、Q24を参照)

Q12 対象経費を発災日まで遡る場合に、見積書の取得をしていない場合は、どうすればよいですか。

A12 原則、見積書が必要ですので、見積書を取得されていない場合は、商工会地区の方は事業所が属する地域の商工会へ、商工会議所地区の方は補助金事務局へご相談ください。(※税込み100万円以下の場合は、カタログやWEBサイトの情報または口頭照会による見積合わせの記録でも可能となる場合があります。)

Q13 対象経費を発災日まで遡る場合に、対象経費の支払において1取引10万円超(税抜)の現金による支払がある場合は、どうすればよいですか。

A13 原則、銀行振込となっていますので、商工会地区の方は事業所が属する地域の商工会へ、商工会議所地区の方は補助金事務局へご相談ください。

Q14 確定申告書、決算書等が令和6年能登半島地震等の被害により紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

A14 まずは最寄りの税務署へご相談いただき、類似資料の入手をお願いします。入手が難しい場合は、商工会地区の方は事業所が属する地域の商工会へ、商工会議所地区の方は補助金事務局へご相談ください。

Q15 テナント入居者が申請する場合、罹災証明書等は建物を管理しているオーナーのものでよいですか。

A15 建物所有者(オーナー)の罹災(被災)証明書等の写しおよびオーナーとの賃貸借契約書の写しをご提出ください。また、テナント入居者が自身の名義にて罹災(被災)証明書等の発行を受けた場合は、オーナーの罹災(被災)証明書等の写しおよびオーナーとの賃貸借契約書の写しに代えて、当該書類を提出してください。

Q16 本社と事業所の所在地が異なるのですが、どこの自治体が発行する証明書が必要になりますか。

A16 補助事業を実施する所在地の自治体から証明書の発行を受けてください。

例えば、本社が東京都、事業所が石川県にある場合は、補助事業を実施する石川県の自治体から発行される証明書が必要になります。

また、本社・事業実施事業所ともに石川県にあるような場合は、主体的に補助事業を実施する事業所所在地の自治体から証明書の発行を受けてください。

Q17 自治体から罹災証明書ではなく、届出証明書しか発行してもらえない。補助金申請における公的証明書類になりますか。

A17 届出者が補助金申請者と一致していること、令和6年能登半島地震等により被災していること、自治体の印が押されていることが確認できれば公的証明書類になります。自治体の様式に上記が記載されていない場合は、届出証明書と合わせて自治体に届け出た際の書類の写しを提出してください。

なお、届出の際は、可能な限り被災箇所を詳しく記載してください。(Q25 参照)

Q18 定額要件の2に記載されている「過去数年以内に発生した災害の発生日(当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日とする。)以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者」とは具体的にいつの期間で売上減少していることを指しますか。

A18 過去数年以内の災害発生前の3ヶ月と、令和6年1月能登半島地震等の直前3ヶ月(地震被害の場合は令和5年10~12月、豪雨被害の場合は令和6年6~8月)を比較します。平時と災害以降で売上が20%以上減少している事業者が対象です。

(例①) :令和5年7月に発災した場合、令和4年10~12月の売上(地震被害の場合)
又は、令和4年6~8月の売上(豪雨被害の場合)

(例②) :令和4年12月に発災した場合、令和3年10~12月の売上(地震被害の場合)
又は、令和4年6~8月の売上(豪雨被害の場合)

(例③) :令和4年8月に発災した場合、令和3年10~12月の売上(地震被害の場合)
又は、令和3年6~8月の売上(豪雨被害の場合)

(例④) :令和3年1月に発災した場合、令和2年10~12月の売上(地震被害の場合)
又は、令和2年6~8月の売上(豪雨被害の場合)

(例⑤) :令和2年12月に発災した場合、令和1年10~12月の売上(地震被害の場合)
又は、令和2年6~8月の売上(豪雨被害の場合)

また、コロナ被害で売上減少している場合は、発生日を令和2年1月28日とし、地震被害の場合には、その前年の令和1年10~12月、豪雨被害の場合には、その前年の令和1年6~8月との売上高が20%以上減少している事業者が対象となります。

Q19 定額申請の際に必要な売上減少の被害を証明する資料として、決算書等の添付は必須でしょうか。

A19 補助金事務局では、売上高の減少は自治体が発行する書類により確認するため、当該月の売上を示す証憑の補助金事務局への提出は不要です。

ただし、全ての申請者は、法人の場合は貸借対照表および損益計算書、個人事業主の場合は直近の確定申告書 第一表、第二表、及び収支内訳書 等の添付が求められます。これは売上高の減少を確認するためではなく、事業実態を確認するために提出いただいているものです。(震災等で前述書類を紛失された方はQ14をご確認ください。)

Q20 建設業を営んでいます。事務所が被災したため自社で復旧工事(修繕)を行いたいのですが、その費用は補助対象となりますか。

A20 本補助金における自社で実施する復旧工事(修繕)費用は補助対象外となります。なお、本費用は令和6年能登半島地震中小企業特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業)では補助対象となる可能性がありますので、そちらの申請を検討してください。

Q21 災害支援枠ではない持続化補助金を申請中・実施中・実施済みですが、災害支援枠に申請することはできますか。

A21 申請可能です。申請に当たっては以下の点にご注意ください。

申請中:他の持続化補助金で申請中の計画と、災害支援枠で申請する計画の事業内容・対象経費が重複する場合、補助対象外となります。

実施中:同上

実施済:他の持続化補助金の交付規程で定められている様式第14を補助事業終了から1年後に必ずご提出ください。

Q22 地震被害で災害支援枠 1 次公募から8次公募で採択されたが、豪雨被害で9次公募に申請をすることはできますか。

A22 令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震被害での 1 次公募から8次公募のいずれかで採択をされていた場合でも、令和 6 年 9 月 21 日から23日の能登豪雨被害での 2 回目の申請は可能です。

ただし、同一公募回での複数申請は認められません。震災被害、豪雨被害双方の申請要件を満たす場合も、同一公募回での申請は 1 件のみです。

Q23 一般型通常枠または創業型と並行して一般型災害支援枠(令和 6 年能登半島地震等)にも申請ができますか。

A23 一般型通常枠または創業型とは同時に申請が可能です。ただし、同じ補助事業を同時に申請することはできません。また、過去1年以内に一般型通常枠等で事業を実施した方も申請していただけます。なお、これまでに実施した補助事業と異なる事業であることが必要です。

(補助対象外となる事業者に該当する場合がございます。詳しくは公募要領 P.8 「3.補助対象外となる事業者」をご確認ください。)

Q24 以前、持続化補助金の卒業枠で採択を受けて、補助事業を実施したが、発災によって従業員数が減ってしまった場合、今回の災害支援枠の申請はできますか。

A24 卒業枠で採択・交付決定され補助事業を実施した事業者は、発災によって従業員数が減った場合であっても申請できません。

Q25 罹災(被災)証明書等に記載のない被災を受けた物品・建物被災箇所について、修繕の申請をすることはできますか。

A25 原則、罹災(被災)証明書等に記載のないものについては、修繕の経費計上を行うことができません。

ただし、罹災(被災)証明書等に記載がない場合でも、計画書に写真を添付し説明を記載いただくことで被害状況を確認できれば、認められることがあります。

Q26 被災した店舗から移転して営業を再開する場合、申請できますか。

A26 その場合には、被災した住所(罹災(被災)証明書等に記載の住所)と、計画書記載の事業実施場所の住所が異なっている理由が確認できるよう、元々の事業実施場所の住所から新事業実施場所の住所に変更されたことが明確にわかるように計画書内に詳細をご記載ください。また、被災した住所で事業活動を行っていたことが確認できる資料を併せてご提出ください。

Q27 住宅宿泊事業を営んでいる者が宿泊させる物件の修繕・改装を行う場合の按分方法を教えてください。

A27 住宅宿泊事業者が修繕を行う場合、住宅のうち事業の用に供する部分の面積により按分した金額が対象となります。なお、共用部分は等分します。

(例)修繕費用3,000,000 円、住宅部140m²、事業の用に供する部分120m²、共用部分40m²の場合

$$\begin{aligned} & 3,000,000 \text{ 円} \times (120 + 40 \times 1/2) \text{ m}^2 / (140 + 120 + 40) \text{ m}^2 \\ & = 3,000,000 \text{ 円} \times 140 \text{ m}^2 / 300 \text{ m}^2 \\ & = 1,400,000 \end{aligned}$$

補助対象経費は、1,400,000 円となります。

また、申請時には、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出書(電子で届出をした方は、民泊制度運営システムの「事業者届出情報」を印刷したもの)をご提出いただき、採択後交付決定までに、面積按分の算出根拠として、住宅のうち事業の用に供する部分の面積がわかる図面等をご提出いただきます。図面等がお手元にない場合は、事業所の固定資産税を支払っている市町村役場の税務課にご相談ください。

Q28 自宅兼店舗で事業を営んでいる者が物件の修繕・改装を行う場合、対象となる経費の按分根拠としてどのような資料を提出すればよいですか。

A28 自宅兼店舗の修繕・改装を行う場合、住宅のうち事業の用に供する部分の面積により按分した金額が対象となります。また、採択後交付決定までに、面積按分の算出根拠として、物件のうち事業の用に供する部分の面積がわかる図面等をご提出いただきます。

Q29 テナント入居者ですが、入居物件の修繕を行うことはできますか。

A29 テナント入居者が修理修繕を行う場合には、修理修繕の対象となる物(箇所)の所有者が、テナント入居者であることが明らかである(賃貸借契約書に明記されている)、または、従前よりテナント入居者の資産台帳等に資産計上されている必要があります。

Q30 フォークリフトが被災し、廃車証明書を発行してもらうことができないのですが、車両購入費で申請することはできますか。

A30 商工会地区の方は事業所が属する地域の商工会へ、商工会議所地区の方は補助金事務局へご相談ください。

Q31 本補助金申請にあたり、商工会・商工会議所を除く第三者からアドバイスを受けたが、アドバイス料の支払いはありませんでした。この場合は様式2の<確認事項>の欄の①アドバイスをした第三者の名称の欄に記載の必要はありますか?また、その際の②アドバイス料の金額はどのように記入するのでしょうか。

A31 ①アドバイスをした第三者の名称の欄への記入は必要になります。その際は②アドバイス料の金額については0円と記入してください。

Q32 採択後の見積書の取得にあたって注意することはありますか。

A32 見積書の取得にあたっては、過大な見積額を提示されることがあります。インターネット等で情報収集をしたうえで、価格の妥当性を確認してください。社会通念上、過大な見積の場合は再提出を依頼することがありますのでご注意ください。

Q33 既に個人から購入済みの機械について、補助対象として認められますか。

A33 新品・中古品問わず、また購入の時期に関わらず、(開業していない)個人からの購入は認められません。但し、対象となる費目に関する事業で開業している個人事業主からの購入は補助対象となります。なお、その場合、当該事業で開業していることを証明する書類(購入先事業者の開業届等)を確認のため、ご提出いただく場合があります。

Q34 行政書士による代理申請はできますか？

A34 行政書士法に基づき、行政書士による代理申請は可能です。ただし、経営計画は事業者自らが策定してください。また、支援機関確認書(様式3)の発行は事業者が自ら依頼する必要があります。

Q35 申請する経費は、内訳を示さず「諸経費」等と記載しても問題ないですか。

A35 「諸経費」「等」など、内訳が不明確な経費は認められませんので、内訳の記載がない場合は事務局より確認を入れさせていただきます。発注業者に経費の内訳を確認し、あらかじめ内訳を明記してください。